

市役所からの お知らせ

市役所(花川北6・1・30・2)
りんくる(花川北6・1・41・1)

市長室開放

より良いまちづくりのため市政について市長と語り合いませんか？

日時 10日(水)15時～17時

※1件30分

場所 市役所

申込期限 8日(月)17時15分

申込・問合せ 広聴・市民生活課

☎72・3191

マイナンバーカード

〔休日・夜間交付〕

対象 マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書が届いている方

※本人確認書類を持参のこと

日時 ①7日(日)9時～12時

②25日(木)17時30分～19時

〔申請受付臨時窓口〕※予約制

写真撮影を行い、オンライン

申請手続きをサポートします。
日時 25日(木)17時30分～19時
申込期間 1日(月)～24日(水)

〔共通事項〕

場所・申込・問合せ 市民課(市役所1階1番窓口)

☎72・3165

みどりのリサイクル

収集日 17日(水)

※8時30分までに「みどりのリサイクル」の看板がある最寄りの公園または緑地帯へ

※障がいや高齢などで収集場所に出せない場合は戸別収集

します。「燃やせるごみ」の日が

木曜の地区は18日(木)、金曜の地区は19日(金)に出してください

問合せ ごみリサイクル課

☎72・3126

集団資源回収実績報告書の提出

集団資源回収実施団体に登録し、本年度上半期(4月～9月回収分)の実績がある団体は次の書類を提出してください。

提出書類 集団資源回収実績報告書(兼口座振替依頼書、回収伝票)

提出期限 10月7日(水)

奨励金支払予定 10月下旬

提出・問合せ ごみリサイクル課

(市役所3階)☎72・3126

学校開放後期利用申込

対象 市内在住・通勤・通学の方が

10人(厚田・浜益区は5人)以上の

団体 ※20歳以上の責任者が1

人以上いること

期間 11月1日(土)～令和8年4

月30日(木)

場所 市内小・中学校体育館

費用 1時間700円(厚田・浜益

区500円) ※11月～3月は1

時間300円の冬季加算料あり

申込方法 申込先・厚田支所にあ

る申込用紙を提出

申込期間 1日(月)～20日(土)必着

※厚田・浜益区は使用日の7日

前まで

申込・問合せ (公財)石狩市ス

ポーツ協会☎64・1220

スポーツ健康課☎72・6123

浜益社会教育課☎79・2114

児童扶養手当

支払日 11日(木)

※昨年7月に案内した児童扶養手当現況届が未提出の方には支払いができませんので、至急ご連絡ください

問合せ 子ども家庭課

☎72・3128

児童手当の現況結果

児童手当現況届の審査の結果

福祉除雪サービスの申請

冬期間、生活路である玄関先～公道の除雪を行っています。

対象 石狩市に住所を有し、次の(1)(2)の条件を満たす方で構成される世帯のうち、自力での除雪が困難で、除雪を援護してくれる近親者などが約300m以内に居住していない世帯

- (1)70歳以上で、要支援1以上の介護認定を受けている方
- (2)身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの級別が1級・2級である方

※上記要件のほか70歳以上で身体上の事由により除雪できず、医師の記載した身体状況調査票がある場合、申請状況によりサービスの利用を認める場合がありますので、ご相談ください

申込方法 申請書を提出

※前年度利用者には9月中旬に申請書を発送。再度申請してください
※結果は11月中旬に郵送で通知します

申込期間 24(水)～10/17(金) ※当日消印有効

申込・問合せ 高齢者支援課(〒061-3216 花川北6・1・41・1)☎72・7014
厚田支所市民福祉課(〒061-3692 厚田区厚田45・5)
☎78・1033
浜益支所市民福祉課(〒061-3197 浜益区浜益2・3)
☎79・2112

市民の声を活かす条例 審議会のうごき

7月の開催状況

☎広聴・市民生活課☎72・3191

| 開催日 | 名称(担当課) | 主な議題 | 公開区分 | 傍聴者数 |
|-----|----------------------|--------------------------------|------|------|
| 1 | 奨学審議委員会(学校教育課) | 令和7年度奨学生の選考について | 非公開 | — |
| | 厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課) | 「石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例」案について | 公開 | 2 |
| 11 | 社会教育委員の会議(社会教育課) | 令和7年度社会教育委員の取り組みについて | 公開 | 0 |
| 22 | 障害者総合支援認定審査会(障がい福祉課) | 障害者総合支援法に基づく介護給付等申請者の障害支援区分の審査 | 非公開 | — |
| 24 | 手話基本条例推進懇話会(障がい福祉課) | 石狩市の手話推進事業について | 公開 | 0 |
| 30 | 浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課) | 「石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例」案について | 公開 | 1 |
| — | 介護認定審査会(高齢者支援課) | 要介護、要支援の審査・判定(7月中10回開催) | 非公開 | — |

市では、市に住民票があり、職場などで健診を受ける機会のない方(自営業、主婦、退職者など)を対象にがん検診を実施しています。また、一定の年齢に達した方に、検診費用が無料となるクーポン券を送付しています(令和7年4月1日現在20歳は子宮頸がん、40歳は胃・肺・大腸乳がん)。詳細は「おとなの健診ガイド」、市HPをご覧ください。



▲市HP

9月はがん征圧月間

問合せ 子ども家庭課
☎72-3128

児童手当支給対象児童と手当額(児童1人当たり月額)

| 児童の年齢 | 第1子・第2子 | 第3子以降 |
|----------|---------|---------|
| 3歳未満 | 15,000円 | 30,000円 |
| 3歳～高校生年齢 | 10,000円 | |

多子加算算定時の児童数カウントは大学生年齢の子まで対象になります
※高校生年齢：15歳到達後最初の4/1から18歳到達後最初の3/31までで監護などある児童
※大学生年齢：18歳到達後最初の4/1から22歳到達後最初の3/31までで監護などある児童
※大学生年齢以下の子は、監護・生計費の負担などがある場合に限り(詳細は市HP参照)
※施設入所等児童の場合は多子加算適用がないため、上記「第1子・第2子」手当額が支給されます

※支給額は次表参照
果、10月以降の支給額に変更がない受給者には毎年9月上旬に送付していた支払予定通知書の送付がなくなります。

申込方法

個別健診：医療機関へ直接予約
集団健診：バス送迎健診・健診日の20日前までにオンライン申請または電話
健康推進課☎72-3124
厚田支所☎78-1033
浜益支所☎79-2112



▲申請

年金生活者支援給付金

問合せ 健康推進課
☎72-3124

前年の公的年金などの収入とその他の所得額が一定額以下の方には、年金生活者支援給付金が支給されます。10月分からの令和7年度に新たに対象となる方には、日本年金機構から請求案内が送付されます。同封の申請はがきを郵送してください。※8月に受給している方は申請不要
対象 ①65歳以上で老齢基礎年金を受給し、前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約90万円以下かつ世帯全員が市町村民税非課税の方
②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年所得が約479万円以下の方(扶養親族がいる場合、前年所得が基準額以上でも該当になる場合あり)

動物愛護週間

※請求案内が未着でも4月以降の世帯状況の変更などで対象となる場合あり。要問合せ
申込期限 30日以内
※12月末までの手続きで10月分から支給。令和8年1月以降は手続きの翌月分から支給
問合せ 給付金専用ダイヤル
☎0570-054092

ブルーライトアップ inりんくる

動物愛護管理法では、広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日～26日を動物愛護週間と定めています。
問合せ 環境課☎72-3240

毎年9月23日は「手話言語の国際デー・手話の日」です。手話は言語であること、聞こえない方の人権保障への意識を高めるため、各地でブルーライトアップが行われ、市はりんくるで行います。館内ロビーではデフリンピックに関するパネル展示も。
日時 23日(火)祝 17時30分～19時30分
場所 りんくる
問合せ 障がい福祉課
☎72-3194

シリーズ こどもの権利を守るまち

☎子ども政策課☎72-3192

こどもの権利救済委員会の役割～高橋たい子委員に聞く

市では「石狩市こどもの権利条例」の制定に併せ、こどもの権利侵害に速やかに対応し、権利回復を図るための「石狩市こどもの権利救済委員会」も設置しています。この委員として市長が委嘱するのは、こどもの権利への理解が深く、専門知識が豊富なお三方。その一人が高橋たい子さんです。

高橋さんは「救済委員会はこどもの権利侵害への相談に応じて、必要な助言や支援を行うほか、内容に応じて専門分野につなげる役割があります。『こどもの権利侵害は絶対に許さない』という信念のもと、こどもを取り巻く“負の連鎖”を断ち切るには何が重要なのかを皆さんと考える上で、救済委員会がその一助となれば」と抱負を語ります。

自身も第一線で働きながら子育てをした経験も。「今は保育環境も整備され、こども園との連携や児童館の整備など子育てへの支援環境も整って子育てがしやすくなってきていると思います」と喜ぶ反面、「こどもの健全な成長のためには、まだまだやるべきことがある」と言います。

気にかかるのは、石狩市にはこどもと真摯に向き合い、取り組む団体がいくつもあり、頼もしいネットワークを築いているのに、それらが市民にあまり認識されていないこと。「こどもは社会みんなで育てるもの。困ったことがあればどこでもいい、相談してみよう。みんな、つながっていますから」



石狩市こどもの権利救済委員会 高橋たい子 委員

プロフィール

花川中・樽川中・旧望来中学校では一般教員として、旧厚田小学校では校長として市内各所で勤務経験を持つ元教育関係者。

「ここに困っているこどもがいる」ということを、こども自身が気づかなければ、保護者や近くで見守る大人にしか分かりません。だから近くのこどもが困っていると感じたら迷わず声を上げてください。条例が制定され、救済委員会ができて「こどもの権利調査相談員」もいます。これを読むお子さんも自分や友達が困っている時は遠慮せず電話してください。

☎こどもの権利相談☎72-3153